○国土交通省告示第千三百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

路線名	東九州自動車道
道路の区間	佐伯市大字上岡字北ノ迫二五八七番から同市大字上岡字角木二三八二番三まで
変更前後別	敷地の幅員
変更前	最大 二〇八（メートル） 最小 五七（メートル）
変更後	最大 一八〇 最小 一二 五四〇

○国土交通省告示第千三百七号

地価公示法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十五号）第一条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める公示区域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

地価公示法施行規則第一条第一項に規定する国土交通大臣が定める公示区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び次の表に掲げる区域とする。

都道府県名	区域
北海道	虻田郡倶知安町字旭及び勇払郡安平町追分若草二丁目の区域
青森県	上北郡六ヶ所村大字泊の区域
岩手県	奥州市胆沢区南都田及び岩手郡滝沢村大釜の区域
秋田県	潟上市天王の区域
群馬県	吾妻郡嬬恋村大字大前の区域
神奈川県	愛甲郡清川村煤ケ谷の区域
山梨県	北杜市大泉町西井出、同市高根町清里及び同市長坂町長坂上条の区域
広島県	廿日市市宮内の区域
山口県	周南市大字須々万本郷の区域
香川県	高松市庵治町及び三豊市高瀬町下勝間の区域
福岡県	久留米市田主丸町田主丸の区域
長崎県	西彼杵郡長与町岡郷の区域
宮崎県	宮崎市佐土原町西上那珂及び同市清武町今泉の区域

○国土交通省告示第千三百八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千三百九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に改める。

第四条第二号イ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に改める改正規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第千三百十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

第三条中「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。